

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に 関する支援制度

平成 22 年 3 月

社団法人 全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する支援制度

産業廃棄物処理業において地球温暖化防止に効果的な対策として、発電施設の設置や化石燃料に代わる新エネルギーの利用促進、またそれぞれを効率的に組み合わせた事業等が有効であります。

これらの対策を効果的に実施するための主な支援制度を以下の通りまとめました。各企業においては有効にご活用頂ければと思います。

なお、適用対象者、適用範囲等の詳細については、各担当部署に確認を頂ければと思います。

目 次

1. 一覧表	2
2. 助成制度	6
(1) 施設関係	6
① 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業	6
② 地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入推進事業	7
③ エコまちネットワーク整備事業	8
④ エネルギー使用合理化事業者支援事業	9
⑤ 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業	10
(2) 車両関係	11
① 低公害車等普及促進対策	11
② クリーンエネルギー自動車等導入促進補助	12
(3) 発電、燃料製造関係	13
① 廃棄物処理施設における温暖化対策事業	13
② 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業	14
③ エコ燃料利用促進補助事業	15
④ 太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業	16
⑤ バイオ燃料地域利用モデル実証事業	17
⑥ 新エネルギー等事業者支援対策事業	18
(4) その他	19
① 地域バイオマス利活用交付金	19
② 木質バイオマス利用加速化事業	20
③ 森林・林業・木材産業づくり交付金（うち木質バイオマス利用促進整備）	21
3. 融資制度	22
① 環境・エネルギー対策資金（石油代替エネルギー関連）	22
② 環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）	22
③ 環境・エネルギー対策資金（廃棄物処理・排出抑制・有効利用関連）	23
④ 環境・エネルギー対策資金（エコアクション 21、温室効果ガス排出削減関連）	23

⑤ 食品安定供給施設整備資金.....	24
⑥ 畜産経営環境調和推進資金.....	24
4. 税制制度.....	25
① 自動車グリーン税制（自動車税、自動車取得税）.....	25
② バイオ燃料製造設備に係る特例.....	25
③ 食品リサイクル設備に係る特例.....	26
④ エネルギー需給構造改革投資促進税制（略称：エネ改税制）.....	26

(2010年3月現在)

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する
支援制度（制度の一覧表）

No	項目	実施主体	制度名	内容	補助対象設備・事業	補助額等	頁番号
1	助成	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課	温室効果ガスの自主削減 目標設定に係る設備補助 事業	自主参加型の国内排出取引制度に参加する事 業者に対し、省エネ等によるCO2排出抑制設備導 入への補助を行います。	国内における省エネルギー等によるCO2排出抑制設備の整 備	補助対象経費の総額の1/3	6
2	助成	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課	地域連携家庭・業務部門 温暖化対策導入推進事業	地域において住民や事業者等の日常生活におけ る取組を推進する「地球温暖化対策地域協議 会」を活用し、先進的な再生可能エネルギー・ 省エネルギー機器を、地域で連携して導入する 取組に対し、事業の費用の一部を国が補助しま す。	対象機器例 ① 地中熱ヒートポンプ ② バイオマス燃料燃焼機器 ③ 小型風力発電 ④ 太陽熱利用冷暖房システム ⑤ 冷蔵・冷凍・空調一体型システム	総事業費の1/3を上限とする補助	7
3	助成	国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課	エコまちネットワーク整備 事業	先導的都市環境形成計画を策定した地区内にお いて、計画に位置付けられた施設の整備費用の 一部を国が補助します。	① 複数の熱供給プラントを連携するための熱導管、熱交 換器及び付帯施設 ② 都市排熱を処理するための熱導管、熱交換器及び付 帯施設 ③ 都市計画に位置付けられた熱供給プラント、主要な熱 導管及び付帯施設	①②③：1/3	8
4	助成	独立行政法人新エ ネルギー・産業技 術総合開発機構 省エネルギー技術 開発部	エネルギー使用合理化事 業者支援事業	事業者が計画した省エネルギーへの取り組みの うち、「技術の普及可能性・先端性」、「省エ ネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政 策的意義の高いものと認められる設備導入費 (リプレイスに限る)の一部を国が補助しま す。特に、先端的な設備・技術や中小企業の取 り組みに対する導入補助に重点を置いていま す。	① 省エネ設備設置に係るもの ② 高効率省エネ機器等の設置に係るもの（運輸関連他の 認定機器）	①②：1/3	9
5	助成	独立行政法人新エ ネルギー・産業技 術総合開発機構 エネルギー対策推 進部	住宅・建築物高効率エネ ルギーシステム導入促進 事業	新築、既築の住宅や建築物（ビル、病院等）に 省エネルギー性能の高い高効率エネルギーシ ステムやビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS)を導入する際に費用の一部を国が補助 します。	① 建築物に係るもの ② 住宅に係るもの ③ BEMS導入支援事業	①②③：1/3	10
6	助成	国土交通省 自動車交通局	低公害車等普及促進対策	バス・トラック事業者を中心に、低公害車等の 普及を促進するため、CNGバス・トラック等の導 入費用の一部を国が補助します。	<新車の導入> ①CNGバス・トラック ②ハイブリッドバス・トラック <使用過程車> ③使用過程車のCNG車への改造	①②：通常車両価格との差額の 1/2 ③：改造費の1/3	11
7	助成	資源エネルギー庁 省エネルギー・新 エネルギー部 新エネルギー対策 課	クリーンエネルギー自動 車等導入促進補助	クリーンエネルギー・自動車・燃料等供給施設 の設置に対する費用の一部を国が補助します。	クリーンエネルギー・自動車・燃料等供給施設の設置 ① 自動車 ・電機自動車 ・ハイブリッド自動車（除く乗用車） ・水素自動車 ・天然ガス自動車（除く乗用車） ② 燃料供給設備 ・非事業用充電設備 ・非事業用天然ガス燃料供給設備	①：通常車両との価格差の1/2以 内 ②：設置費の1/2以内	12

No	項目	実施主体	制度名	内容	補助対象設備・事業	補助額等	
8	助成	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課	廃棄物処理施設における 温暖化対策事業	廃棄物発電や廃棄物処理に係るエネルギー利用施設の整備を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助します。	①廃棄物発電施設、バイオマス発電施設整備事業 ②廃棄物熱供給施設、バイオマス熱供給施設整備事業 ③廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設整備事業 ④ごみ発電ネットワーク事業 ⑤熱輸送システム事業	①②③：施設の高効率化に伴う増嵩費用 ④⑤：補助対象となる施設整備費の1/2	13
9	助成	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課	再生可能エネルギー高度 導入地域整備事業	地方公共団体の定める地球温暖化対策地域推進計画の事業主体となる事業者に対し、必要な施設整備費の一部を国が補助します。	①再生可能エネルギー電気供給事業 ②再生可能エネルギーガス供給事業 ③再生可能エネルギーコージェネ・熱利用事業 ④バイオエタノール等バイオ燃料製造事業	①②③④：必要な施設整備費の一部	14
10	助成	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課	エコ燃料利用促進補助事業	バイオエタノール等の燃料製造・混合設備や貯蔵設備等の施設整備等を行う事業者に対し、事業実施に必要な費用の一部を国が補助します。	① バイオエタノール製造事業 ② バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業 ③ バイオディーゼル燃料製造等事業	①②③：総事業費の1/2	15
11	助成	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課	太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業	大半を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、国が定額補助します。	①ソーラー環境価値買取事業 一定規模の業務用施設への太陽光発電を導入する事業	30万円/kWを上限とする定額補助	16
12	助成	農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課	バイオ燃料地域利用モデル 実証事業	バイオ燃料製造業者・供給事業者、農業団体等からなる地域協議会における事業計画の策定、バイオ燃料製造施設・供給施設の整備等の費用の一部を国が補助します。	①バイオ燃料製造事業者・供給事業者、農業団体等からなる地域協議会における事業計画の策定、バイオ燃料普及啓発等 ②バイオ燃料製造施設・供給施設の整備 ③バイオ燃料製造施設における技術実証	①③：定額 ②：1/2相当	17
13	助成	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課	新エネルギー事業者支援 対策事業	先進的な新エネルギー等設備であり、要件を満たす設備を導入する事業者に対し、導入設備費の一部を国が補助します。	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、水力発電（1,000kW以下）、地熱発電（バイナリ方式）、マイクログリッド	1/3	18
14	助成	農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課	地域バイオマス利活用交付金（ハード支援）	民間事業者等が行うバイオマス利活用施設（バイオマス変換施設、バイオマス貯蔵施設・利用施設、その他）の整備等の費用の一部を国が補助します。	① バイオマス利活用施設（バイオマス変換施設、バイオマス貯蔵施設・利用施設等） ② 既存のバイオマス施設の事業成果を拡大させるための拡充整備 ③ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な堆肥化施設等の共同利用施設等の整備	①②③：定額（1/2以内等）	19
15	助成	林野庁 木材利用課	木質バイオマス利用加速 化事業	地域における木質ペレットを安定的な生産・集荷・流通体制の整備を図る取り組みに対して、費用の一部を国が補助します。	木質ペレットの安定的な販路の開拓、流通体制の整備等	定額	20
16	助成	林野庁 木材利用課	森林・林業・木材産業づくり交付金（うち木質バイオマス利用促進整備）	木質バイオマスを利活用する施設（発電施設、熱供給施設、木質ペレット製造施設、ボイラー等）の整備費の一部を国が補助します。	① 林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備 ② 未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利活用するチップ製造施設等の整備 ③ 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利活用するために必要な施設の整備及び貸付用ペレットストープの導入	①②③：定額（1/2、1/3）	21

No	項目	実施主体	制度名	内容	補助対象設備・事業	補助額等	頁数
17	融資	日本政策金融公庫	環境・エネルギー対策資金（石油代替エネルギー関連）	石油代替エネルギーを使用又は供給する施設を取得（改造、更新を含む。）するために必要な設備資金の融資を行います。	発電設備（太陽光、風力、廃棄物、燃料電池及びバイオマスエネルギーに限る）、熱利用設備、燃料製造設備等	特代エネ利率 特別利率① 特別利率②	22
18	融資		環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）	省エネルギー施設を取得するために必要な設備資金の融資を行います。	ヒートポンプ方式熱源装置、廃熱ボイラー、省エネルギー型工業炉、コージェネレーションシステム等	特別利率①	22
19	融資		環境・エネルギー対策資金（廃棄物処理・排出抑制・有効利用関連）	廃棄物処理施設、廃棄物排出抑制施設、廃棄物由来の製品製造施設等の公害防止施設等を取得するために必要な設備資金の融資を行います。	廃棄物処理施設、廃棄物排出抑制施設、廃棄物由来の製品製造施設等	特別利率②	23
20	融資		環境・エネルギー対策資金（エコアクション21、（取得見込みを含む）が、認証を取得する上で温室効果ガス排出削減関連）	エコアクション21の第三者認証を取得したもの（取得見込みを含む）が、認証を取得する上で掲げた環境目標等を達成するために必要な設備資金及び長期運転資金の融資を行います。	環境目標等の達成に必要な設備等	特別利率①	23
21	融資		食品安定供給施設整備資金	食品残さの再資源化等を行う事業に対する融資を行います。	食品残さの選別・堆肥化施設の整備、食品残さからの有用食品素材の抽出・精製等	特別利率 融資率の上限：40%	24
22	融資		畜産経営環境調和推進資金	都道府県知事により「処理高度化施設整備計画」又は「共同利用施設整備計画」の認定を受けた事業に対する融資を行います。	家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等	融資限度額：負担額の80%又は次のいずれか低い方 個人 3,500万円 法人 7,000万円	24
23	優遇税制	国土交通省	自動車グリーン税制（自動車税、自動車取得税）	燃費性能の各基準により、自動車税、自動車取得税の軽減を行います。	排出ガス性能及び燃費性能の一定基準を満たす低燃費自動車、電気自動車（燃料電池自動車含む）、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車	自動車税の軽減 自動車種国税の課税標準の特例措置	25
24	優遇税制	農林水産省	バイオ燃料製造設備に係る特例	「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料として利用の促進に関する法律」に基づく、「認定生産製造連携事業計画」に従って、バイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税を軽減します。	バイオ燃料製造施設（バイオエタノール、バイオディーゼル燃料、バイオガス、木質ペレットの各製造施設）	取得年度から3年間、固定資産税の課税標準額を1/2に減額	25
25	優遇税制	農林水産省	食品リサイクル設備に係る特例	食品リサイクル設備を取得、製作又は建設した初年度に、取得価額の一部を特別償却することができます。また、これらの食品リサイクル設備について、課税額を減額します。	○食品リサイクル設備 1. 食品循環資源堆肥化設備 2. 食品循環資源飼料化設備 3. 食品循環資源油脂化設備 4. 食品循環資源メタン化設備 5. 食品循環資源低温保管庫 6. 生ゴミ処理設備	特別償却制度：取得初年度に、取得価額の14%に相当する額を特別償却 固定資産税の軽減措置：取得年度から3年間、固定資産税の課税標準額を2/3に減額	26
26	優遇税制	(財)省エネルギーセンター 技術部	④ エネルギー需給構造改革投資促進税制（略称：エネ改税制）	省エネルギー設備、新エネルギー設備、石油代替エネルギー設備などの導入を税制面から支援します。	① 太陽光利用集蓄熱装置（集熱面積75㎡以上） ② 未利用エネルギー利用設備 ③ 天然ガス自動車及び天然ガス自動車用燃料供給設備 ④ 燃料電池自動車及び燃料電池自動車用燃料供給設備 ⑤ 廃棄物利用装置 ⑥ 風力発電設備 ⑦ 太陽光発電設備 ⑧ 燃料電池設備 ⑨ バイオマスエタノール製造設備	個人及び法人のうち青色申告する者 ① 所得税又は法人税の額から基準取得額の7%相当額の税額控除又は ② 普通償却の他に基準取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却 期間は、平成20年4月1日～平成24年3月31日	26

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する
支援制度（制度の概要）

2. 助成制度

(1) 施設関係

① 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

制度概要	<p>自主参加型の国内排出取引量制度に参加する事業者に対し、省エネ等による CO₂ 排出抑制設備導入費用の一部を国が補助します。補助申請は、目標とする削減量を申告し、補助の費用効率性が高い事業者を優先的に採択することを原則としています。参加は、工場・事業場単位となります。(例：重油だきボイラーの天然ガスボイラーへの転換)</p>
対象事業・設備	<p>国内における、省エネルギー等による CO₂ 排出抑制設備の整備</p> <p>※ただし、業務用太陽光発電施設については、補助対象外となる。太陽光発電施設を導入する場合は、「(3)発電、燃料製造(13～18p)」の助成制度を参照のこと。</p>
対象条件等	<p>本設備補助事業で採択された事業者は、補助金交付の条件として、「目標保有参加者タイプ A」として自主参加型国内排出量取引制度に参加する。</p> <p>設備補助の採択基準は、補助の費用効率性の良い事業(=tCO₂削減当たりの補助額の低い事業)を優先的に採用することを原則とする。ただし、費用効率性は、工場と事業場(オフィス等)の部門に分けた上で比較する。</p> <p>補助の費用効率性 = 補助額 / (年度内の CO₂ 排出削減予想量 × 設備の法廷耐用年数)</p>
補助額	補助対象経費の総額の 1/3
補助期間	原則、単年度。
問い合わせ先	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
URL	http://www.et.chikyukankyo.com/index.html

② 地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入推進事業

<p>制度概要</p>	<p>地域において住民や事業者等の日常生活における取組を推進する「地球温暖化対策地域協議会」を活用し、先進的な再生可能エネルギー・省エネルギー機器を、地域で連携して導入する取組に対し、事業の費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>対象機器例 ① 地中熱ヒートポンプ ② バイオマス燃料燃焼機器 ③ 小型風力発電 ④ 太陽熱利用冷暖房システム ⑤ 冷蔵・冷凍・空調一体型システム</p>
<p>対象条件等</p>	<p><補助対象者> 民間団体（地球温暖化対策地域協議会の活動の一貫として、先進的機器の導入を行う一般家庭、民間事業者等）</p> <p><地球温暖化対策地域協議会（地域協議会）とは> 民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等の各界各層が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議する場として組織するもの。</p> <p>なお、構成員の内訳や人数についての要件は法律上明記していないが、制度の趣旨に鑑みれば、一業種（例：事業者のみ）や少人数での設立は地域協議会としては適当ではなく、また、日常生活での対策が中心であることから、住民（団体を含む。）が参加していることが望まれる。</p> <p>なお、地域協議会に関するガイドラインなど、詳細は環境省ホームページを参照。 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html</p>
<p>補助額</p>	<p>総事業費の1/3を上限とする補助</p>
<p>補助期間</p>	<p>原則、単年度。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 地球環境局 地球温暖化対策課</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</p>

③ エコまちネットワーク整備事業

<p>制度概要</p>	<p>多くの都市開発が予想される都市再生緊急整備地域又は国土交通大臣が認定した先導的都市環境形成計画（以下「認定計画」）を策定した地域において、都市開発と一体的に環境負荷の削減対策を行うことにより、効果的・効率的に土地環境の改善を図ります。認定計画を策定した地区内において、認定計画に位置付けられた施設の整備費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>① 複数の熱供給プラントを連携するための熱導管、熱交換器及び付帯施設 ② 都市排熱を処理するための熱導管、熱交換器及び付帯施設 ③ 都市計画に位置付けられた熱供給プラント、主要な熱導管及び付帯施設</p>
<p>対象条件等</p>	<p><補助対象者> 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者（間接補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラント連携施設、都市排熱処理施設又は地域冷暖房施設である。 ・ 都市再生緊急整備地域内又は形成計画を策定した地区内で実施するものである ・ 都市環境負荷削減プログラム策定区域又は認定計画の策定区域の面積が5ha以上であり、又は、延べ床面積15万㎡以上である。 ・ 都市環境負荷削減プログラム又は認定計画に位置付けられた施設である。 ・ 都市計画決定された施設である。 ・ 都市計画事業と一体的に整備される施設である。
<p>補助額</p>	<p>①②③：1/3</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/ecomachi/ecomachi.htm</p>

④ エネルギー使用合理化事業者支援事業

<p>制度概要</p>	<p>事業者が計画した省エネルギーへの取り組みのうち、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費（リプレースに限る）の一部を国が補助します。特に、先端的な設備・技術（※）や中小企業の取り組みに対する導入補助に重点を置いています。</p> <p>※「先端的な設備・技術」とは、市場に普及しきっておらず、一定のリスクが残っており、一定の費用（投資）回収期間が必要なものを指す。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>① 省エネ設備設置に係るもの ② 高効率省エネ機器等の設置に係るもの（運輸関連他の認定機器）</p>
<p>対象条件等</p>	<p>※①に係るもののみ記載</p> <p><補助対象者> 全業種を対象とする。ただし、シェアードESCO事業者及びリース事業者等が申請する場合は、設備設置事業者との共同申請とする。また、経営主体が異なる複数の工場等事業者間で総合的な省エネルギー対策を実施する複数連携事業については、連携する各事業者による共同申請とする。</p> <p><補助対象事業> 省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれる省エネルギー設備・技術の導入事業を対象とする。 なお、省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた省エネルギー事業、経団連環境自主行動計画等で位置付けられた省エネルギー事業、高性能工業炉導入事業、天然ガス又は石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備導入事業、複数事業者連携事業、大規模省エネルギー設備導入事業、業務その他部門(オフィスビル・小売店舗・病院・学校等)における省エネルギー事業、中小企業（中小企業基本法の定義に基づく）における省エネルギー事業を重点的に支援する。</p>
<p>補助額</p>	<p>①②：1/3</p>
<p>補助期間</p>	<p>原則、単年度。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）省エネルギー技術開発部</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.nedo.go.jp/activities/portal/p98024.html</p>

⑤ 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業

<p>制度概要</p>	<p>断熱性の向上や、高効率機器等の導入による建築物の省エネ化等を促進するため、新築、既築の住宅や建築物（ビル、病院等）に省エネルギー性能の高い高効率エネルギーシステムやビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入する際に費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>① 建築物に係るもの ② 住宅に係るもの ③ BEMS 導入支援事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>※建築物に係るもののみ記載</p> <p>○建築物に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高効率エネルギーシステムを導入すること。 ・新築、増築及び改築の場合、建物全体の標準年間エネルギー消費量を 25%程度削減できること。 ・既築の場合、建物全体の過去 3 年間のエネルギー消費量平均値を 25%程度削減できること。 ・エネルギー管理体制・補助事業の遂行能力を有すること。 ・当該システムを導入後、3 年間継続して省エネルギーに関する報告が可能なこと。
<p>補助額</p>	<p>①②③ : 1/3</p>
<p>補助期間</p>	<p>原則、単年度。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） エネルギー対策推進部</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.nedo.go.jp/activities/portal/p99045.html</p>

(2) 車両関係

① 低公害車等普及促進対策

制度概要	大都市地域等における大気汚染対策、地球温暖化対策及び原油価格高騰対策の観点から、バス・トラック事業者を中心に、低公害車等の普及を促進するため、CNG バス・トラック等の導入費用の一部を国が補助します。
対象事業・設備	<新車の導入> ① CNG バス・トラック ② ハイブリッドバス・トラック <使用過程車> ③ 使用過程車の CNG 車への改造
対象条件等	・補助対象の最低台数要件は、原則バス 2 台、トラック 3 台とする。 ・ハイブリッドトラック・バス等については、新長期規制基準より NOx10%、PM50%低減した車両とする。
補助額	①②：通常車両価格との差額の 1/2 ③：改造費の 1/3
補助期間	原則、単年度。
問い合わせ先	国土交通省 自動車交通局
URL	http://www.mlit.go.jp/jidosha/kankyo.html

② クリーンエネルギー自動車等導入促進補助

<p>制度概要</p>	<p>運輸部門における新エネルギー利用促進、省エネルギーの推進及びCO₂、NO_x等有害物質の排出抑制を図るため、民間事業者等のクリーンエネルギー・自動車・燃料等供給施設の設置に対する費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>クリーンエネルギー・自動車・燃料等供給施設の設置</p> <p>① 自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電機自動車 ・ ハイブリッド自動車（除く乗用車） ・ 水素自動車 ・ 天然ガス自動車（除く乗用車） <p>② 燃料供給設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非事業用充電設備 ・ 非事業用天然ガス燃料供給設備
<p>対象条件等</p>	<p>※天然ガスのみ記載</p> <p>○自動車</p> <p>天然ガス（含バイオガス）を原動機の燃料として検査証の交付を受ける自動車（大型特殊自動車を含む）または標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車であり、初度登録車両あるいは使用過程車。ただし、乗車定員10人以下の普通乗用車及び小型乗用車は対象外。なお、使用過程車とは、今現在自ら使用している、あるいは自ら所有している車両を言う。（一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業を含む。）</p> <p>○施設（急速充填装置）</p> <p>主として設置者等が使用する天然ガス自動車用に急速充填設備の設置を希望する方（標準型）、設置者が使用者と利用契約を締結して天然ガス自動車用に設置する天然ガスを供給する設備であって一定量以上の需要が見込まれる設備の設置を希望する方（物流拠点型）、既設設備の「増設」又は「改造」を希望する方。</p>
<p>補助額</p>	<p>①：通常車両との価格差の1/2以内</p> <p>②：設置費の1/2以内（非事業用燃料等供給設備の場合、主として路線バス及び塵芥車に供給する充填設備は設置費の2/3以内）</p>
<p>補助期間</p>	<p>原則、単年度。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 新エネルギー対策課</p>
<p>URL</p>	<p>（中）電動車両普及センター http://www.cev-pc.or.jp/</p> <p>（中）都市ガス振興センター http://www.gasproc.or.jp/index.html</p>

(3) 発電、燃料製造関係

① 廃棄物処理施設における温暖化対策事業

<p>制度概要</p>	<p>循環型社会形成推進基本法の基本原則として示されている[1]リデュース、[2]リユース、[3]マテリアル・リサイクル、[4]サーマル・リサイクルの優先順位に従い、温暖化対策に資する高効率の廃棄物エネルギー利用施設やバイオマス利用施設の整備を促進するため、これらの施設を整備する事業に対して支援を行います。</p> <p>具体的には高効率な廃棄物発電や廃棄物由来のバイオマス発電等の廃棄物処理に係るエネルギー利用施設の整備を実施する民間企業等の事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>① 廃棄物発電施設、バイオマス発電施設整備事業 ② 廃棄物熱供給施設、バイオマス熱供給施設整備事業 ③ 廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設整備事業 ④ ごみ発電ネットワーク事業 ⑤ 熱輸送システム事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>※廃棄物発電のみ記載</p> <p>○廃棄物発電</p> <p>(ア) RDF 発電 発電効率：RDF の処理量により 200 トン／日未満：23%以上 200 トン／日以上：25%以上 300 トン／日以上：28%以上</p> <p>(イ) ガスリパワリング型廃棄物発電 発電効率：20%以上</p> <p>(ウ) その他の廃棄物発電 発電効率：15%以上</p> <p>○バイオマス発電</p> <p>(ア) 蒸気タービン方式 発電効率：10%以上</p> <p>(イ) その他の発電方式 発電効率：25%以上</p>
<p>補助額</p>	<p>①②③：施設の高効率化に伴う増嵩費用(ただし、補助対象となる施設整備費の 1/3 を限度。)</p> <p>④⑤：補助対象となる施設整備費の 1/2</p>
<p>補助期間</p>	<p>原則、単年度。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</p>

② 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業

<p>制度概要</p>	<p>再生可能エネルギーの導入事業を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画として地方公共団体が定め、環境省が一定程度の再生可能エネルギーを供給可能な計画として、「再生可能エネルギー高度導入地域」に認定した場合には、当該事業の事業主体となる民間事業者に対し、必要な施設整備費の一部を国が補助します。 (例：木質バイオマスの利用、風力発電)</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>① 再生可能エネルギー電気供給事業 ② 再生可能エネルギーガス供給事業 ③ 再生可能エネルギーコージェネ・熱利用事業 ④ バイオエタノール等バイオ燃料製造事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>環境省より認定された「再生可能エネルギー高度導入地域」において、地方公共団体の定める地球温暖化対策地域推進計画の事業主体である必要がある。</p> <p>(参考) 認定基準 再生可能エネルギー高度導入地域計画の認定基準は、以下のとおり。 [1]再生可能エネルギーの導入により、計画の対象とする区域内の家庭部門又は業務その他部門の CO₂ 排出量を 10%以上削減することができること。 [2]複数の種類の再生可能エネルギーの導入を行うものであること。 [3]地域の特性を反映するなど特徴ある内容であること。 [4]次の事項が計画に定められていること。 イ) 対象区域 ロ) 再生可能エネルギーの導入に係る事業の内容(事業名称、事業主体、施設規模、設置場所、事業期間、施設整備期間) ハ) 当該区域の家庭部門又は業務その他部門の CO₂ 排出量の推定値 ニ) 再生可能エネルギーの導入による CO₂ 削減効果 ホ) 計画に基づく事業による地域の活性化や、環境教育なども通じた波及的な効果の見込み ヘ) その他必要な計画策定項目</p>
<p>補助額</p>	<p>①②③④：必要な施設整備費の一部</p>
<p>補助期間</p>	<p>事業期間：平成 17 年度～平成 22 年度 (5 年間で 47 ヶ所)</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 地球環境局 地球温暖化対策課</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.env.go.jp/guide/budget/h17/h17-gaiyo/02.pdf</p>

③ エコ燃料利用促進補助事業

<p>制度概要</p>	<p>運輸部門・業務部門における新エネルギー導入の柱であるバイオマス由来燃料（エコ燃料）の利用拡大のため、バイオエタノール等の燃料製造・混合設備や貯蔵設備等の施設整備等を行う事業者に対し、事業実施に必要な費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>① バイオエタノール製造事業 ② バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業 ③ バイオディーゼル燃料製造等事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>① バイオエタノール製造事業 廃棄物として処分されていたバイオマス資源など、地域に存在するバイオマスを有効活用したバイオエタノール製造設備を整備する事業。</p> <p>② バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業 ガソリン等の販売店に燃料を供給する卸事業者等が行うバイオエタノール混合ガソリン製造施設（バイオエタノール貯蔵設備、混合設備等）の整備や、ガソリン等販売店が行うバイオエタノール混合ガソリンを給油するための設備改良（安全対策等）を行う事業。</p> <p>③ バイオディーゼル燃料製造等事業 腐食用油から製造されるバイオディーゼル燃料（FAME）について、適正な品質による製造・供給を促進するため、一定の性能を有するバイオディーゼル燃料製造設備、貯蔵設備、軽油混合設備を整備する事業。</p>
<p>補助額</p>	<p>①②③：総事業費の 1/2</p>
<p>補助期間</p>	<p>原則、単年度。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 地球環境局 地球温暖化対策課</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</p>

④ 太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業

<p>制度概要</p>	<p>全国的に太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及を加速するため、民間事業者に対して、大半を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、国が定額補助します。ただし、設置者は、設置後5年間分のグリーン電力証書を環境省に納めることが条件となります。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>①ソーラー環境価値買取事業 一定規模の業務用施設への太陽光発電を導入する事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>環境省の事務事業から発生する CO₂ 排出量を順次オフセットするため、大半を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、設置後5年間分のグリーン電力証書を環境省に納めることが条件となる。</p>
<p>補助額</p>	<p>30万円/kWを上限とする定額補助</p>
<p>補助期間</p>	<p>原則、単年度。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 地球環境局 地球温暖化対策課</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</p>

⑤ バイオ燃料地域利用モデル実証事業

<p>制度概要</p>	<p>バイオ燃料地域利用モデルの整備と技術実証への支援のため、バイオ燃料製造業者・供給事業者、農業団体等からなる地域協議会における事業計画の策定、バイオ燃料製造施設・供給施設の整備等の費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>①バイオ燃料製造事業者・供給事業者、農業団体等からなる地域協議会における事業計画の策定、バイオ燃料普及啓発等 ②バイオ燃料製造施設・供給施設の整備 ③バイオ燃料製造施設における技術実証</p>
<p>対象条件等</p>	<p>食品生産過程の副産物、規格外農作物等を活用して、バイオ燃料の地域利用モデルの整備と技術実証に対する支援を行う。</p> <p>(参考：バイオ燃料とは) バイオ燃料とは、植物や植物から作られる食品等を原料として製造される輸送用燃料のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオエタノール：ガソリンに3%まで混ぜて使う。 (原料：規格外麦、くず米、さとうきび糖蜜、てん菜等) ・バイオディーゼル燃料：軽油に混ぜて使う。 (原料：なたね油、大豆油の腐食用油等)
<p>補助額</p>	<p>①③：定額 ②：1/2 相当</p>
<p>補助期間</p>	<p>事業期間：平成19年度～23年度</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>農林水産省 大臣官房環境 バイオマス政策課</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.maff.go.jp/i/aid/index.html</p>

⑥ 新エネルギー等事業者支援対策事業

<p>制度概要</p>	<p>先進的な新エネルギー等設備であり、要件を満たす設備を導入する事業者に対し、導入設備費の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、水力発電（1,000kW 以下）、地熱発電（バイナリ方式）、マイクログリッド</p>
<p>対象条件等</p>	<p>※太陽光発電、バイオマス発電のみ記載</p> <p>○太陽光発電 〈通常地域〉</p> <p>1. 太陽電池出力：50kW 以上</p> <p>○バイオマス発電 〈通常地域〉</p> <p>1. 蒸気タービン方式</p> <p>(1) バイオマス依存率：60%以上</p> <p>(2) 発電効率：発電出力1万kW以上：20%以上 発電出力1万kW未満：10%以上</p> <p>2. その他の発電方式</p> <p>(1) バイオマス依存率：60%以上</p> <p>(2) 発電効率：25%以上</p> <p>(3) 発電出力：50kW 以上</p>
<p>補助額</p>	<p>1/3</p>
<p>補助期間</p>	<p>最大4年間。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課（バイオマス関連、中小水力、地熱発電を除く）</p>
<p>URL</p>	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/save06.htm</p>

(4) その他

① 地域バイオマス利活用交付金

制度概要	バイオマスタウンの構築を加速させるため、民間事業者等が行うバイオマス利活用施設（バイオマス変換施設、バイオマス貯蔵施設・利用施設、その他）の整備等の費用の一部を国が補助します。
対象事業・設備	① バイオマス利活用施設（バイオマス変換施設、バイオマス貯蔵施設・利用施設等） ② 既存のバイオマス施設の事業成果を拡大させるための拡充整備 ③ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な堆肥化施設等の共同利用施設等の整備
対象条件等	・計画主体である地方公共団体において、バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること。 ・バイオマスの利活用を推進する新技術を有する施設を整備するものであること。
補助額	①②③：定額（1/2 以内等）
補助期間	事業期間：平成 19 年度～23 年度
問い合わせ先	農林水産省 大臣官房環境 バイオマス政策課
URL	http://www.maff.go.jp/j/aid/index.html

② 木質バイオマス利用加速化事業

<p>制度概要</p>	<p>低炭素社会の構築に向け、木質バイオマスの利用を総合的に推進するため、地域における木質ペレットを安定的な生産・集荷・流通体制の整備を図る取り組みに対して、費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>木質ペレットの安定的な販路の開拓、流通体制の整備等</p>
<p>対象条件等</p>	<p>○木質ペレット地域流通整備 交付金事業による木質ペレット製造施設等の整備とあわせ、地域における木質ペレットの安定的な販路の開拓及び需要に見合った生産・集荷・流通体制の整備を図る取り組みへの支援を行う。</p>
<p>補助額</p>	<p>定額</p>
<p>補助期間</p>	<p>事業期間：平成 21 年度～23 年度</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>林野庁 木材利用課</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.maff.go.jp/j/aid/index.html</p>

③ 森林・林業・木材産業づくり交付金（うち木質バイオマス利用促進整備）

<p>制度概要</p>	<p>地域内の木質バイオマス供給者、利用者等の連携の下、賦存する木質バイオマスをエネルギー及び製品の原料として利用促進するため、利活用する施設（発電施設、熱供給施設、木質ペレット製造業施設、ボイラー等）の整備費の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>① 林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備 ② 未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利活用するチップ製造施設、バイオマス発電設備、熱供給施設、ペレット製造施設等の木質バイオマスエネルギー供給施設、製品の原料として利活用する木材成分抽出利用施設、木質系粗飼料製造施設等の木質バイオマス製品供給施設の整備 ③ 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利活用するために必要な施設の整備及び貸付用ペレットストーブの導入</p>
<p>対象条件等</p>	<p><対象事業者> 民間事業者においては、地域に賦存する木質バイオマスの総合的な利活用に取り組む地域において事業を行う場合又は、B材・C材等の安定取引協定を森林所有者等と締結するなどにより地域材を利用する民間事業者が事業を行う場合、「CO₂排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業のうち木質ペレット地域流通整備事業」に取り組む場合に限る。</p>
<p>補助額</p>	<p>①②③：定額（1/2、1/3）</p>
<p>補助期間</p>	<p>事業期間：平成20年度～24年度</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>林野庁 木材利用課</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.maff.go.jp/j/aid/index.html</p>

3. 融資制度

① 環境・エネルギー対策資金（石油代替エネルギー関連）

制度概要	石油代替エネルギーを使用又は供給する施設を取得（改造、更新を含む。）するために必要な設備資金の融資を行います。
対象事業・設備	発電設備（太陽光、風力、廃棄物、燃料電池及びバイオマスエネルギーに限る）、熱利用設備、燃料製造設備等
金利等	特代エネ利率 特別利率① 特別利率②
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/27.html

② 環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）

制度概要	省エネルギー施設を取得するために必要な設備資金の融資を行います。
対象事業・設備	ヒートポンプ方式熱源装置、廃熱ボイラー、省エネルギー型工業炉、コ・ジェネレーションシステム等 ※既存の平均的な設備に対し、省エネルギー効果が25%以上のもの。設備更新の場合、更新前の設備に対し、省エネルギー効果が40%以上のもの。
金利等	特別利率①
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/27.html

③ 環境・エネルギー対策資金（廃棄物処理・排出抑制・有効利用関連）

制度概要	廃棄物処理施設、廃棄物排出抑制施設、廃棄物由来の製品製造施設等の公害防止施設等を取得するために必要な設備資金の融資を行います。
対象事業・設備	廃棄物処理施設、廃棄物排出抑制施設、廃棄物由来の製品製造施設等
金利等	特別利率②
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/27.html

④ 環境・エネルギー対策資金（エコアクション 21、温室効果ガス排出削減関連）

制度概要	エコアクション 21 の第三者認証を取得したもの（取得が見込まれるものを含む）が、認証を取得する上で掲げた環境目標等を達成するために必要な設備資金及び長期運転資金の融資を行います。
対象事業・設備	環境目標等の達成に必要な設備等
金利等	特別利率①
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/27.html

⑤ 食品安定供給施設整備資金

制度概要	食品残さの再資源化等を行う事業に対する融資を行います。
対象事業・設備	食品残さの選別・堆肥化施設の整備、食品残さからの有用食品素材の抽出・精製等
金利等	特別利率 融資率の上限：40%
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.afc.jfc.go.jp/finance/fund.html

⑥ 畜産経営環境調和推進資金

制度概要	都道府県知事により「処理高度化施設整備計画」又は「共同利用施設整備計画」の認定を受けた事業に対する融資を行います。
対象事業・設備	家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等
金利等	融資限度額：負担額の80%又は次のいずれか低い方（特認要件あり） 個人 3,500万円 法人 7,000万円
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.afc.jfc.go.jp/finance/fund.html

4. 税制制度

① 自動車グリーン税制（自動車税、自動車取得税）

制度概要	燃費性能の各基準により、自動車税、自動車取得税を軽減します。
対象事業・設備	排出ガス性能及び燃費性能の一定基準を満たす低燃費自動車、電気自動車（燃料電池自動車含む）、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車
軽減内容	自動車税の軽減 自動車種国税の課税標準の特例措置
問い合わせ先	国土交通省
URL	http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000005.html

② バイオ燃料製造設備に係る特例

制度概要	バイオ燃料製造事業者等を対象に、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料として利用の促進に関する法律」に基づく、「認定生産製造連携事業計画」に従って、バイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税を軽減します。
対象事業・設備	バイオ燃料製造施設（バイオエタノール、バイオディーゼル燃料、バイオガス、木質ペレットの各製造施設）
軽減内容	取得年度から3年間、固定資産税の課税標準額を1/2に減額
問い合わせ先	農林水産省
URL	http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/bio/index.html

③ 食品リサイクル設備に係る特例

制度概要	食品リサイクルを行う事業者を対象に、食品リサイクル設備を取得、製作又は建設して、これを事業に供した場合、普通原価償却限度額のほかに、これらの設備を取得した初年度に、取得価額の14%に相当する額を特別償却することができます。また、これらの食品リサイクル設備について、課税額を減額します。
対象事業・設備	① 食品リサイクル設備（食品循環資源再生利用設備） <ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源堆肥化設備 ・食品循環資源飼料化設備 ・食品循環資源油脂化設備 ・食品循環資源メタン化設備 ・食品循環資源低温保管庫 ・生ゴミ処理設備
軽減内容	特別償却制度：取得初年度に、取得価額の14%に相当する額を特別償却 固定資産税の軽減措置：取得年度から3年間、固定資産税の課税標準額を2/3に減額
問い合わせ先	農林水産省
URL	http://www.maff.go.jp/aid/zeisei/bio/index.html

④ エネルギー需給構造改革投資促進税制（略称：エネ改税制）

制度概要	省エネルギー設備、新エネルギー設備、石油代替エネルギー設備などの導入を税制面から支援します。
対象事業・設備	① 太陽光利用集蓄熱装置（集熱面積75㎡以上） ② 未利用エネルギー利用設備 ③ 天然ガス自動車及び天然ガス自動車用燃料供給設備 ④ 燃料電池自動車及び燃料電池自動車用燃料供給設備 ⑤ 廃棄物利用装置 ⑥ 風力発電設備 ⑦ 太陽光発電設備 ⑧ 燃料電池設備 ⑨ バイオマスエタノール製造設備
軽減内容	個人及び法人のうち青色申告する者が、対象設備を取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合、次のいずれか一方を選択できる。 ① 所得税又は法人税の額から基準取得額の7%相当額の税額控除 ② 普通償却の他に基準取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却 期間は、平成20年4月1日～平成24年3月31日
問い合わせ先	(財)省エネルギーセンター 技術部
URL	http://www.eccj.or.jp/enekaku/index.html

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する
支援制度

社団法人 全国産業廃棄物連合会

Tel.03-3224-0811（代） Fax.03-3224-0820
〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-17 第 2AB ビル 4F
<http://www.zensanpairen.or.jp/>

※ 無断複写・転載を禁じます



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」